

## 意見書案第 4 号

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を求める。

平成25年3月27日提出

提出者	中間市議会議員	青木孝子
賛成者	〃	田口澄雄
	〃	宮下寛

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書

平成24年6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原子力事故子ども・被災者支援法」という）が議員立法により全会一致で可決・成立しました。

この法律は、原子力事故の被災者への幅広い支援策として、被災者の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還を選択する権利の尊重、特に胎児を含む子どもへの健康被害の未然防止、放射線の影響を調査する健康診断、原子力事故の放射線による被ばくに係る医療費減免などが盛り込まれ、それらを国の責務において推進することを定めた画期的なものです。

しかし、原子力事故子ども・被災者支援法は理念・枠組みのみを規定しており、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体化はこれからの課題となっています。福岡県においても原子力事故から避難してきた方々が、避難生活に関わる様々な困難を抱えて生活していますが、公的支援は限られています。

よって、本議会は、下記の事項について早急に実施されるよう要請します。

1. 原子力事故子ども・被災者支援法第14条に基づき、被災者の意見を十分に反映する措置を速やかにとること。
2. 原子力事故子ども・被災者支援法に基づく各種の施策を早期に具体化し、予算措置を講ずること。また、地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月27日

中 間 市 議 会

提出先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
文 部 科 学 大 臣	下 村 博 文 様
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 様
国 土 交 通 大 臣	太 田 昭 宏 様
復 興 大 臣	根 本 匠 様